

「行政不服審査制度の見直しに係る意見」について

日本行政書士会連合会

今回の意見照会については、ご指示の意見提出様式に従い、項目ごとに意見を申し述べさせていただいているところですが、その前提となる私どもの基本的な考え方について触れておきたいと思えます。

今回の行政不服審査法の改正の主眼は、そもそも行政不服審査法が、行政庁の違法または不当な処分等に関し、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的としているところ、審理の公正性に対する国民の疑念や手続きの分かりにくさ等もあって利用率が低く、簡易迅速な権利利益の救済が実現しているとは言い難い部分があるため、これを是正することにあると承知しております。

これまでの改正議論の経過の中で、私ども日本行政書士会連合会は、特に行政不服審査制度においては当不当の問題も取り扱いの対象となっていることに留意しつつ、行政不服審査制度は、行政事件訴訟等の司法手続きとは異なり、あくまで行政手続きの一環として位置付けるべき手続きであることを基本にしながら意見を申し述べてまいりました。

100パーセントの公正性によって立つ法と証拠に基づく解決は司法手続きに委ねれば良く、手続きに手間暇や費用がかかることによって増大する支障や損失と比較衡量して、一定の公正さが保てるのであれば受容できる簡易迅速かつ低廉な、当不当の問題も含めた解決に対するニーズは歴然として存在し、それに応えることこそ、今回の改正の目指すべきものであったはずだと考えています。

「チーム取りまとめ」においては、議論の過程で、公正性への指向が重きをなし、行政手続きの一環としての簡易迅速性や柔軟性に対する配慮がやや背景に追いやられたのではないかとの印象を有しております。

その意味で、「20年法案」を基本に、「チーム取りまとめ」も参酌しながら、行政手続きの一環として、当不当の問題も含めた簡易迅速な権利利益の救済が、

一定の公正性にも配慮した形で実現される方向での改正となるべきだと考えます。

なお、必要となる組織や人材については、既存の制度を今一度精査し、利活用できるものは利活用し、財政負担の増大をできる限り抑えていくべきだと考えています。

以上